

令和5年度

# 人事行政の運営等の状況

十勝中部広域水道企業団

人事行政の運営等の状況を公表します。

職員の任用や給与などの状況について、十勝中部広域水道企業団運営に関する条例第3条第2項により準用する帯広市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、次のとおり公表します。

# 人事行政の運営等の状況

## 1 職員の任命及び職員数に関する状況

### (1) 職員数の状況

各年度4月1日現在 単位：人

部門	令和5年度	令和6年度	前年度 増△減
総務一般	7	7	0

※ 会計年度任用職員については含めていません。会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき、一会計年度内を任期として任用される非常勤の地方公務員のことです。

### (2) 再任用職員の状況

各年度4月1日現在 単位：人

区分	令和5年度	令和6年度	前年度 増△減
フルタイム勤務職員	0	0	—
短時間勤務職員	0	0	—

※ 再任用職員は、地方公務員法第28条の4の規定により採用されるフルタイム勤務職員と同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員に分けることができます。

### (3) 年齢別職員数

令和5年4月1日現在 単位：人

年齢	職員数	構成比率	年齢	職員数	構成比率
18～24歳	0	—	45～49歳	2	28.5%
25～29歳	0	—	50～54歳	1	14.3%
30～34歳	1	14.3%	55～60歳	2	28.5%
35～39歳	0	—	60歳以上	0	—
40～44歳	1	14.3%	合計	7	

※ 会計年度任用職員については含めていません。

(4) 職位別任用状況

各年度4月1日現在 単位：人

職務の級	標準的な職務	人数（構成比）			
		令和5年度		令和6年度	
1級	係員	0	—	0	—
2級	主任補	0	—	0	—
3級	主任	2	(28.5%)	2	(28.5%)
4級	係長	3	(42.9%)	3	(42.9%)
5級	課長補佐	0	—	0	—
6級	課長	1	(14.3%)	1	(14.3%)
7級	局次長	0	—	0	—
8級	局長	1	(14.3%)	1	(14.3%)
合計		7		7	

(5) 新規採用状況及び退職などの状況

会計年度任用職員を除く職員は、構成市町村からの派遣によるものであるため該当しません。

2 職員の人事評価の状況

職員個々の能力を把握して、職員の意欲の増進、組織全体の士気や公務能率向上を図ることを目的とし、帯広市の「人材そだち評価制度」（準用）に基づき人事評価制度を実施しています。また、その評価結果を勤勉手当などに反映しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和5年度決算見込）

単位：千円

総費用（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
1,514,403	50,896	3.4%

- ※ 人件費には損益勘定職員に支給する給料、手当のほか、法定福利費を含みます。
- ※ 会計年度任用職員については含めていません。

(2) 職員給与費の状況（令和5年度決算見込）

単位：人、千円

職員数	給与費				一人当たり 給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計	
7	30,661	5,581	12,597	48,839	6,977

- ※ 給与費とは職員に支給する給与の総額をいい、人件費から法定福利費を除いたものです。
- ※ 上記給与費は損益勘定及び資本勘定の合計額です。
- ※ 会計年度任用職員については含めていません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

令和6年1月1日現在 単位：円

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
47歳11月	367,043	393,509

- ※ 平均給料月額は職員の基本給の平均です。
- ※ 平均給与月額は給料月額のほか扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。
- ※ 会計年度任用職員については含めていません。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（令和5年度決算見込）

一人当たりの平均支給額	1,800千円
令和4年度支給割合	期末手当 2.4月分 勤勉手当 1.54月分～2.4月分
加算措置の状況	職務の級による役職加算 5%～20%

② 時間外勤務手当（令和5年度決算見込）

単位：円

支給総額	968,168
職員1人あたり支給年額	193,634

③ 退職手当・その他の手当

構成市町村からの派遣職員については、通勤手当を除き派遣元市町村の支給方法によります。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件については、十勝中部広域水道企業団企業職員の人事、給与等に関する規程のほか、十勝中部広域水道企業団運営に関する条例第3条第2項により準用する帯広市職員の勤務時間等に関する条例に基づき決められています。

(1) 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:45	17:30	12:00～13:00	土曜日・日曜日

(2) 年次休暇の取得状況（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

単位：日、人

総付与日数	総使用日数	職員数	1人あたりの平均使用日数
280	114.94	7	16.42

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業の取得状況（令和5年度）

単位：人

区分		育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者
男性職員	新たに取得した者	0	0	0
	前年度以前から引き続けている者	0	0	0
女性職員	新たに取得した者	0	0	0
	前年度以前から引き続けている者	0	0	0
合計		0	0	0

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和5年度）

分限処分とは、心身の問題や刑事事件での起訴などにより職務が十分に果たせない場合に、公務能力の維持を目的に職員に対してなされる処分で制裁的な意味合いはありません。

単位：人

区分	勤務成績が良くない場合	心身の故障のため職務遂行に支障がある場合	その職に必要な適格性を欠く場合	廃職又は過員が生じた場合	計
降任	0	0	0	0	0
免職	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者の状況（令和5年度）

懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道徳的な責任を問い、公務遂行の秩序を維持することを目的に職員に対してなされる処分で、制裁的なものです。

単位：人

処分事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令違反	0	0	0	0	0
職務上の義務違反・職務の怠り	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	0	0	0	0	0

## 7 職員のサービスの状況

### (1) 営利企業等従事許可状況（令和5年度）

職員が営利企業などに従事することは制限されていますが、職務遂行に影響を及ぼさないと判断される場合は、許可を受け従事できます。

単位：人

区分	申請件数	許可件数	許可事例
営利企業等の従事許可に関する許可申請	0	0	

## 8 職員の退職管理の状況

派遣元市町村にて退職するため、派遣元市町村において退職管理を行っています。

## 9 職員の研修の状況

派遣元市町村の人材育成推進プランに基づき、必要な能力開発、意識の向上に努めています。

また、日本水道協会などの研修や職場内の研修を通じて、必要な能力や知識の習得に努めています。

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 共済組合事業などの状況

職員の福利厚生増進の取り組みのうち、共済事業などは北海道都市職員共済組合及び北海道市町村職員共済組合が実施しています。

### (2) 公務災害補償の状況（令和5年度）

職員が公務中あるいは通勤途上で死亡又は負傷や疾病により障害を負った場合などは、地方公務員災害補償法に基づきその補償を受けることができます。

単位：件

区分	内容	件数
公務災害の補償	公務上の災害について療養補償などを行うもの	0
通勤災害の補償	出退勤の途上の災害について療養補償などを行うもの	0